

平成30年度「すばるホール芸術文化助成事業」募集要項

1 すばるホール芸術文化助成事業助成金の概要

公益財団法人富田林市文化振興事業団は、市内の芸術文化団体が実施する創造的かつ自主的な文化芸術活動を支援・助成するとともに、すばるホールの積極的・効果的な活用を図り、富田林市における芸術文化活動の振興と活性化を図ることを目的に「すばるホール芸術文化助成事業」を実施します。

富田林市の文化芸術活動を広める機会として、皆様の応募をお待ちしております。

なお、申請された内容は、審査会による審査が行われます。

2. 助成対象団体・事業

助成対象団体	対象事業
<p>富田林市に拠点を置く文化団体で、芸術文化に関する創造的な事業を実施し、かつ、次の要件を満たす団体。ただし、同一団体又は同一と判断できる団体が同事業年度内に申請できる回数は1回とし、連続して3年度まで対象とする。</p> <p>①規約等を有するとともに代表者、所在地及び会計処理が明確である団体 ②一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがある団体 ③政治団体、宗教団体等の特定の団体に関係していない団体</p>	<p>すばるホールを利用した芸術文化活動で、次の要件を満たす事業</p> <p>①富田林市の芸術文化活動の活性化に貢献すると認められる事業 ②市民の文化に対する関心を高め、市民の幅広い参加が見込まれる事業 ③地域として価値があり、継続すべきものと認められる事業</p> <p>ただし次に掲げるものに該当する事業は除きます。</p> <p>①国及び地方公共団体が行う事業 ②国及び地方公共団体等からの補助金等の交付を受ける事業または申請している事業 ③営利又はチャリティーを主たる目的とする事業 ④公序良俗に反する事業 ⑤主として会員等又はこれに類するものに限られた範囲を対象としている事業 ⑥学校行事及び部活動又はこれらに類する事業 ⑦この申請を行う団体と同一の団体又は同一団体と判断される事業 ⑧当事業団の関係者及び関係団体が行う事業 ⑨その他助成対象として適当でないと認められる事業</p>

3. 助成対象事業の実施期間

平成30年4月から平成31年3月に実施する事業

4. 助成対象経費

項目	内 容
出演料	指揮料、演奏料、ソリスト料 等
旅費	交通費(航空・列車運賃の特別料金は対象外)、宿泊費 等
使用料	本公演における会場使用料(附属設備費を含む。)等
設営・舞台費	看板製作費、大道具製作費、小道具購入費、衣装製作費、舞台・音響・照明増員人件費、調律料 等
通信運搬費	案内状発送料、搬入出運送料 等
印刷・広告費	チラシ・ポスター印刷料、広告宣伝費(新聞・雑誌等) 等
謝金	演出料、指導料、各種助手料、オーディション等審査員謝金 等

次に掲げるものは対象外となります。

項目	内 容
飲食費	弁当代、レセプション経費、打ち上げ代金 等
記念品等経費	賞金、記念品代、参加賞、各個人への支給品 等
内部謝金	団体構成員へ支給する給与、謝礼 等
設備・備品等経費	楽器等購入費 等(助成対象事業以外で、継続的に使用できるもの)
団体運営の経常経費	交際費、接待費、団体連絡費 等
費用を特定できない経費	電話使用料、自家用車燃料代金 等
その他の対象外経費	上記費目に分類できない経費 領収書等の客観的証拠書類のない経費 領収日付が事業実施年度内でない支出(会場使用料で前納が指定されている場合はこの限りではない。) 助成金対象事業の目的を達成するために必要と認めがたい経費 本助成金にふさわしくないと認められる支出

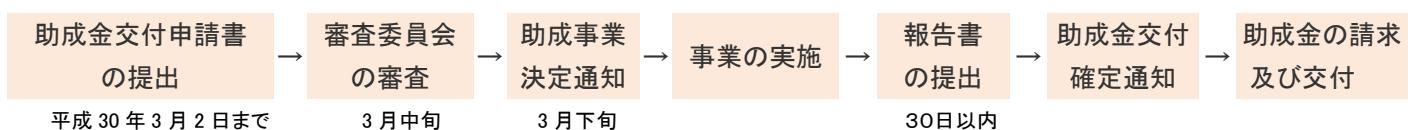
5. 助成金額 および 団体数

1団体につき20万円を上限とします。

※助成対象経費から諸収入を控除した額の3分の2以内で、事業報告及び決算、また申請状況等を勘案して、当法人が定める額。(予算の範囲内)

6. 申請等手続きについて

申請から助成交付までの流れ



(1) 指定の申請用紙(様式第1号、様式第1-2号、様式第1-3号)をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付資料(団体規約・過去公演パンフレット・活動状況がわかる資料等)を添えて平成30年3月2日(金)までにすばるホールに提出してください。(月曜日は除く)
ただし1団体につき1事業とします。※提出された書類等は返却できませんのでご了承ください

(2) 審査方法

審査は審査会により申請書類及び添付資料をもとに審査にて選考します。

※審査は平成30年3月を予定しています。

※審査委員は、公益財団法人富田林市文化振興事業団及び有識者等で構成します。

※審査にあたり応募団体に意見を聴取及び関係資料の追加提出をいただくことがあります。

(3) 結果通知

審査結果の通知は、3月下旬頃に全ての応募団体へ郵送にて行います。

(4) 事業完了報告

事業を行った者は、事業終了後30日以内に所定の用紙により事業報告を当法人に提出してください。

(1) 報告書類:助成事業完了報告書(様式第8号、様式第8-2号)

(2) 添付資料:支出を確認できる領収書の写し等

(3) 記録資料:実施した内容がわかる記録写真

(5) 助成金の決定・交付

助成事業完了報告を受けた後、申請内容との相違点及び報告書等の内容を確認し、適正と認めたものについて助成金の確定及び支払いをします。助成金確定通知書の受領後14日以内に請求書(様式第10号)を提出してください。支払方法は、銀行振込とします。

7. その他

(1) 助成事業決定通知を受けた場合は、ポスター・チラシ・プログラム等に次の表示を行ってください。

※表示場所・形式は問いません。

すばるホール芸術文化助成事業

助成／公益財団法人富田林市文化振興事業団

(2) 応募申請書類は、公益財団法人富田林市文化振興事業団情報公開規程に基づき公開します。

(3) 施設利用の手続きが完了していること。

(4) その他詳細は、すばるホール芸術文化助成事業に関する要綱にて確認してください。(すばるホールホームページに掲載)

問い合わせ

〒584-0084 富田林市桜ヶ丘町2番8号

すばるホール「芸術文化助成事業」事務局

TEL:0721-25-0222